平成２２年（フ）第１４９号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字志水38番地１　メゾンソレイユ301号
債務者　山田　　明
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３１号
佐賀県唐津市原1021番地
債務者　吉田　純子
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１８６９号
埼玉県戸田市笹目４丁目24番地の９
債務者　白川　牧男
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７０号
埼玉県戸田市笹目４丁目24番地の９
債務者　白川由紀子（旧姓戸崎）
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
さいたま市南区松本４丁目６番９号　コンフォート101
債務者　市川　裕一
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３３４号
埼玉県北本市中丸２丁目353番地　加藤コーポＡ―201
債務者　牧野あゆみ
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
埼玉県上尾市仲町２丁目３番26号　ミッドタウンハイツ102
債務者　三上エレナこと　ミカミ　エレナ　ルジン
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４４５号
埼玉県桶川市大字下日出谷1366番地の１　ライトビリーブ202号
債務者　川島　邦和
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５２９号
埼玉県戸田市大字美女木943番地の10パレ武蔵浦和ヒューマンスクエア510号室
債務者　神谷　　香
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８２号
広島県福山市田尻町4306番地　アンズビレッジＢ103、前住所山口県防府市美和町５番１号　美和ハイツ205
債務者　小倉　晴士
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３１１号
北九州市小倉北区霧ケ丘２丁目11番１―101号
債務者　浦　　俊介
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３１３号
北九州市八幡西区紅梅３丁目２番26―206号
債務者　刀根　信広
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３１８号
北九州市八幡西区本城東２丁目２―44　セルデエット201号松尾誠輝方
債務者　福有　寿美（旧姓本田）
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３４４号
北九州市八幡西区熊西１丁目３番11―1205号
債務者　守上記世子こと　守上貴代子
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３７５号
北九州市小倉北区弁天町８番７号
債務者　内田　奎吾
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７６７号
三重県松阪市飯南町向粥見166番地１、申立時の住所奈良市芝辻町四丁目９番地の２　フォンテーヌ佐保504号
債務者　森本　惠子
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７８９号
奈良県生駒市小平尾町237番地４
債務者　森　　六廣
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　奈良地方裁判所